

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地
氏名 株式会社橋本
代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県可児事務所長 平井 實



許可の年月日 令和5年10月6日
許可の有効年月日 令和10年10月5日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

紙くず、繊維くず、ゴムくず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m²（保管面積 15,00m²）

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（バッテリーに限る。自動車等破砕物を除く。）、金属くず（バッテリーに限る。自動車等破砕物を除く。）

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

エ 保管上限

17.28m³

オ 高さ

1.50m

(2)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m² (保管面積 8.00m²)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥(乾電池に限る。)、金属くず(乾電池に限る。自動車等破砕物を除く。)

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

エ 保管上限

6.40m³

オ 高さ

2.10m

(3)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m² (保管面積 17.50m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃油

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

エ 保管上限

12.80m³

オ 高さ

2.10m

(4)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m² (保管面積 6.88m²)

ウ 産業廃棄物の種類

木くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

エ 保管上限

8.00m³

オ 高さ

1.17m

(5)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m² (保管面積 92.65m²)

複写厳禁



ウ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

エ 保管上限

170.00m³

オ 高さ

2.00m

(6)ア 所在地

岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m²（保管面積 6.88m²）

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 6種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

エ 保管上限

8.00m³

オ 高さ

1.17m

(7)ア 所在地

岐阜県関市尾太町41番 外2筆

イ 保管面積

33.00m²

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（食品に限る。）、廃プラスチック類（容器包装に限る。自動車等破砕物を除く。）、金属くず（容器包装に限る。自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（容器包装に限る。自動車等破砕物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃酸（食品に限る。）、廃アルカリ（食品に限る。）、動植物性残さ

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

エ 保管上限

18.00m³

オ 高さ

該当なし

(8)ア 所在地

複写厳禁



岐阜県加茂郡八百津町野上455番1

イ 面積

20,210.67m² (保管面積 43.20m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 5種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

エ 保管上限

52.80m³

オ 高さ

1.50m

複写厳禁

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成10年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成11年 7月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成12年 8月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成15年 8月25日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成15年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成19年 3月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成20年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成22年 2月15日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成24年 3月 9日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成25年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成26年 1月16日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成26年 3月13日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成26年 6月11日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成27年 6月17日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成29年 3月15日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成30年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 4年 4月 5日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 5年10月 6日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無